

# 資料 1

令和 7 年度第 7 回行財政改革推進本部提案 審議・報告・その他  
提出日：令和 8 年 1 月 27 日  
担当部・課：総務部行政経営課〔内線 4174〕

<b>① 件 名</b>				
「使用料・手数料見直し指針」の全部改正について				
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>				
<p><b>【背景】</b> 本市では、合併以前から長い間、見直しが行われていなかった使用料・手数料の適正化を図るために、平成 20 年 5 月、「使用料・手数料見直し指針」（以下「見直し指針」という。）を策定した。以降、受益者負担の原則に基づき、早期の見直しを検討していたが、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により中断を余儀なくされ、その後、見直し指針による使用料・手数料の改定としては、復興事業に一定の目途が付いた令和元年 10 月に、消費税率等の引上げと合わせて実施したところである。</p> <p>前回の改定から 7 年が経過したが、この間、物価やエネルギー価格の高騰等を背景に、行政サービスの維持・提供に要する経費が増加傾向となっているため、使用料・手数料の見直しが必要となっている。</p> <p><b>【目的】</b> 見直し指針の策定から 15 年以上経過していることから、使用料・手数料の見直しに当たり、見直し指針の改善を図るほか、文言等の整理を行う。</p>				
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>				
<p><b>【根拠法令】</b> 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b> 第 6 章 市民の声が共鳴し市民と行政が共に創るまち     第 1 節 市民に寄り添い信頼される行政運営の推進     第 2 節 持続可能な行財政運営の推進</p>				
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>				
平成 20 年 5 月 見直し指針の策定 平成 26 年 4 月 消費税率等の引上げに伴う使用料・手数料の改定 令和 元年 10 月 消費税率等の引上げ及び見直し指針に基づく使用料・手数料の改定				
<b>⑤ 主な内容</b>				
見直し指針の主な改正内容については、次のとおり				
1 見直し指針の対象とする使用料・手数料の明確化				
<table border="1"><thead><tr><th>改 正</th><th>現 行</th></tr></thead><tbody><tr><td>次に掲げる使用料・手数料については、適用しない。 ア 法令により算定方法や金額が定められている場合など、市独自の料金設定ができないもの     例：道路占用料、住宅使用料、行政財産目的外使用料、戸籍法・建築基準法に基づく事務に係る手数料 イ 公営企業における使用料・手数料     例：下水道使用料、検査手数料</td><td>個々の使用料・手数料の中には、本方針に馴染まないものや法令等により、使用料・手数料の算定方法が定められているものなどがあり、本方針や減免基準によらないことが適当な場合があるので、これらについては、個々に対応するものとする。</td></tr></tbody></table>	改 正	現 行	次に掲げる使用料・手数料については、適用しない。 ア 法令により算定方法や金額が定められている場合など、市独自の料金設定ができないもの 例：道路占用料、住宅使用料、行政財産目的外使用料、戸籍法・建築基準法に基づく事務に係る手数料 イ 公営企業における使用料・手数料 例：下水道使用料、検査手数料	個々の使用料・手数料の中には、本方針に馴染まないものや法令等により、使用料・手数料の算定方法が定められているものなどがあり、本方針や減免基準によらないことが適当な場合があるので、これらについては、個々に対応するものとする。
改 正	現 行			
次に掲げる使用料・手数料については、適用しない。 ア 法令により算定方法や金額が定められている場合など、市独自の料金設定ができないもの 例：道路占用料、住宅使用料、行政財産目的外使用料、戸籍法・建築基準法に基づく事務に係る手数料 イ 公営企業における使用料・手数料 例：下水道使用料、検査手数料	個々の使用料・手数料の中には、本方針に馴染まないものや法令等により、使用料・手数料の算定方法が定められているものなどがあり、本方針や減免基準によらないことが適当な場合があるので、これらについては、個々に対応するものとする。			

## 2 指定管理者制度導入施設の取扱いの変更

改 正	現 行
<p>指定管理者制度を導入している施設(利用料金制を導入していない施設を除く。)の使用料の改定については、基本協定の締結期間中であっても、指定管理者との協議により改定後の使用料の適用が可能な場合は、使用料の改定を行う。ただし、基本協定の締結期間中に指定管理者との協議により、使用料の改定が困難な場合は、次の基本協定締結時に行う。</p>	<p>指定管理者制度により施設管理運営を委託した施設については、指定期間中の料金改定は行わない。</p>

## 3 非来庁型行政サービスの推進

改 正	現 行
<p>本市では、市民の利便性や事務効率を高めるため、非来庁型の行政サービス(オンライン申請・コンビニ交付)を取り入れている。</p> <p>これらの行政サービスの利用を更に促進するため、当該サービスを利用する場合は、窓口において徴収する手数料よりも安価に設定することを積極的に検討する。</p>	<p>—</p>

## 4 無料としている使用料・手数料の有料化の積極的な検討

改 正	現 行
<p>現在、無料としている使用料・手数料について、類似する施設やサービスが有料で行われている場合や受益者に負担を求める必要があるものについては、受益と負担の公平性の観点から見直しを積極的に検討する。</p>	<p>現在使用料を徴収していないサービスであっても、受益者負担に馴染むサービスについては、各担当課において、どの区分に該当するかを検討し、受益者負担の適正化に努めることとします。</p>

## 5 文言等の整理

### ⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

財源の安定確保及び市民負担の公平確保を図ることにより、持続可能な行政運営の実現に資することができる。

また、非来庁型行政サービスの利用を促進することで、窓口業務の負担軽減が図られ、人件費の削減が期待できる。

### ⑦ 他の自治体の政策との比較検討

### ⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年 1月	見直し指針の全部改正
2～5月	使用料・手数料の改定料金（案）の検討
6月	使用料・手数料の改定料金（案）の決定
9月	市議会第3回定期例会に係る条例の改正について提案（施行予定年月日：令和9年4月1日）
11月	改定料金の周知（市報、市ホームページ、施設での掲示等）
令和9年 4月	改定料金の施行

### ⑨ その他